

令和2年度松沢小学校PTA総会

議案3 PTA会則修正事項について

令和元年度に、会員より負担の声が大きかった校外班パトロールの見直しを行い、松沢小学校・世田谷区とも相談のうえ新しい防犯パトロールの導入を行った。会員へのアンケート結果も新しいパトロールへの賛成が多数となったため、令和元年度末をもってPTA校外班を廃止とした。それに伴いPTA校外班に関する事項の会則修正が必要となった。

また、令和元年度臨時総会で議案とした役員の編成について会則の修正を行う。平成30年度に名称が変更となっていた学級委員・学級係に関する記載の修正も行う。

【PTA会則・細則修正箇所】

- ◇第五章 第11条 副会長5名（保護者4名 教員1名）→副会長4名（保護者3名 教員1名）
- ◇第五章 第11条 書記 3名（保護者2名 教員1名）
庶務 3名（保護者2名 教員1名）→総務5名（保護者3名 教員2名）
- ◇第六章 第17条2「学級連絡係」→「学級係」に修正
- ◇第六章 第19条2「学級連絡係は～」→「学級係は～」に修正
- ◇第六章 第20条 校外班 → 削除
- ◇細則 第2条7「校外委員会班長は～」 → 削除
- ◇細則 第3条「学級連絡委員会」→「学級委員会」に修正

議案4 令和2年度PTA役員・委員・地区委員・会計監査候補者の承認について

令和2年度PTA役員・委員・地区委員・会計監査候補者の就任に際して、PTA会則第五章第12条において、書面にて承認を得る必要があることが明記されているため、書面にて承認を行う。承認議決は書面回収の過半数となる。

令和2年度PTA役員・委員・地区委員・会計監査候補者の任期は、書面による承認を得てから令和3年3月末までとする。

また、候補者名簿は個人情報であり、外部からも閲覧可能な学校ホームページに掲載出来ないため、配付済みの「令和2年度松沢小学校PTA総会 委任状/議決権行使書」で確認をお願いしたい。

全ての役員・委員・地区委員・会計監査は、今年度の実際の活動の多寡に関わらず次年度も継続して就任を強制されることはなく、細則第2条5「任期を務めた役員・委員は、以後の選出にあたってのみ拒否件を有する。」及び、細則第2条8「会計監査は、当該年度および翌年度の学級PTAにおける係・当番の選出の免除を受けることが出来る。」に該当するものとする。